

## 第二級アマチュア無線技士「法規」試験問題

30問 2時間30分

A-1 電波法の目的又は用語の定義として、電波法（第1条及び第2条）の規定に適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 電波法は、電波の合理的な利用を確保することによって、社会の発展に寄与することを目的とする。
- 2 「無線電信」とは、電波を利用して、符号を送り、又は受けるための通信設備をいう。
- 3 「無線局」とは、無線電信、無線電話その他電波を送り、又は受けるための通信設備をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。
- 4 「無線従事者」とは、無線設備の操作を行う者であって、総務大臣の免許を受けたものをいう。

A-2 無線局の免許状に記載する事項に該当しないものはどれか。電波法（第14条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 発射可能な電波の型式及び周波数の範囲
- 2 免許人の住所
- 3 通信の相手方
- 4 運用許容時間

A-3 無線局の免許人は、その無線局の無線設備の変更の工事（総務省令で定める軽微な事項を除く。）をしようとするときは、どのようにしなければならないか。電波法（第17条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 あらかじめ総務大臣に届け出る。
- 2 あらかじめ総務大臣の指示を受ける。
- 3 あらかじめ総務大臣の許可を受ける。
- 4 無線設備の変更の工事後、遅滞なく総務大臣に届け出る。

A-4 次の記述は、無線局の免許状の訂正について述べたものである。無線局免許手続規則（第22条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の  内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 免許人は、電波法第21条の免許状の訂正を受けようとするときは、総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）に対し、 A を付して、その旨を  B するものとする。
- ② ①の  B があつた場合において、総務大臣又は総合通信局長は、新たな免許状の交付による訂正を行うことがある。
- ③ 免許人は、新たな免許状の交付を受けたときは、遅滞なく旧免許状を  C 。

A	B	C
1 事由及び訂正すべき箇所	申請	返さなければならない
2 事由及び訂正すべき箇所	申告	廃棄しなければならない
3 事由	申請	廃棄しなければならない
4 事由	申告	返さなければならない

A-5 次の記述は、「周波数の許容偏差」の定義である。電波法施行規則（第2条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

「周波数の許容偏差」とは、発射によって占有する周波数帯の中央の周波数の  A 周波数からの許容することができる最大の偏差又は発射の  B 周波数の基準周波数からの許容することができる最大の偏差をいい、 C で表す。

A	B	C
1 基準	占有	百万分率又はヘルツ
2 基準	特性	百万分率
3 割当	占有	百万分率
4 割当	特性	百万分率又はヘルツ